

# 横浜市一時保育事業実施要綱

制 定 平成20年3月27日こ保運第2660号（副市長決裁）  
最近改正 令和5年7月1日こ保運第547号（局長決裁）

## 第一章 総則

### （目的）

第1条 この要綱は、保育所の利用要件に満たない児童が保育を要する場合に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づく特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）において当該児童を保育するために実施される一時保育事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、保育所等を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

## 第二章 一般型事業実施

### （事業の種類及び内容）

第3条 一般型事業内容は次のとおりとする。

#### （1）非定型的保育（就労支援保育）

事業を利用する児童の保護者等（以下「保護者」という。）の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育する事業

#### （2）緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育する事業

#### （3）リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童を保育する事業

2 事業実施者は、原則として前項各号に掲げる事業内容の全てを実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つ又は複数の事業内容を選択し、実施することができる。

3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ当該保育所等の所在する区の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

### （対象児童）

第4条 事業の対象児童は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び横浜保育室を利用していない児童であって、次の各号に該当する0歳から就学前（就学猶予中の場合を含む。）の児童とする。ただし、出産や介護等により、一時的に里帰りする場合の利用は可能とする。また、家庭的保育事業を利用している児

童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合又は保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業及び横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合は、緊急保育を利用することを可能とする。

(1) 非定型的保育（就労支援保育）

保護者の就労等により、一定程度の日時について、家庭における保育が断続的に困難となる児童

(2) 緊急保育

保護者の傷病入院、災害事故、冠婚葬祭等のやむを得ない事由により、緊急一時的に保育を必要とする児童

(3) リフレッシュ保育（その他の理由による保育）

育児等に伴う保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るため、又は緊急性を伴わないその他の理由により、一時的に保育が必要となる児童

2 居宅訪問型保育事業を利用している児童については、前項各号に定める全ての保育について利用できるものとする。

3 児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

4 横浜市から助成金又は補助金の交付を受けている他の預かり保育事業の対象児童は、その預かり保育時間内において、事業の対象外とする。ただし他の預かり保育事業が実施できない正当な理由がある場合は、事業の対象とする。

(実施の要件)

第5条 事業を実施する保育所等（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。

(2) 事業専用保育室（概ね 30 m<sup>2</sup>）を確保していること。ただし、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がないと区長が認める場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えない。

(3) 一時保育事業の利用定員枠を設けていること。

(4) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。ただし、非定型的保育のみ実施の場合は除く。

(事業の実施日及び受入年次)

第6条 事業の実施日は、原則として実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

2 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

3 受け入れる児童の年齢においては、原則として、実施施設の受入年齢の範囲とする。ただし、当該受入年齢に係る一時保育の安全管理マニュアルを作成するなど、安全体制を整えた場合は、受入年次の範囲を超えて預かることができる。

(事業の実施時間及び時間外保育)

第7条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、実施施設における開所

時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則 11 時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合には、8 時間以上 11 時間未満の実施時間を設定することができる。
- 3 事業実施者は、横浜市一時保育事業実施届（第 1 号様式）（以下「実施届」という）に記載した実施時間を超える時間帯について、時間外保育を設定することができる。
- 4 「夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された夜間保育所においては、午後 10 時以降午前 7 時までの時間帯について、夜間一時保育時間を設定することができる。

#### （保育期間）

- 第 8 条 保育期間は第 3 条第 1 項各号の合計が、1 月あたり 120 時間を超えて預けることはできない。
- 2 前項に定める保育期間を超えて保育を行う必要がある場合は、事業実施者は、区長に口頭又は書面で報告し、承認を得ること。

#### （事業の開始）

- 第 9 条 新たな事業実施者は、事業を開始しようとする月の前月 10 日までに、横浜市一時保育事業実施届（第 1 号様式）により、区長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、事業実施者が、翌年度に引き続き事業を実施しようとする場合に、これを準用する。この場合、届出の期限は 3 月 10 日までとする。

#### （事業実施内容の変更）

- 第 10 条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月 10 日までに、横浜市一時保育事業実施内容等変更届（第 2 号様式）により、区長に届け出なければならない。

#### （事業の休止）

- 第 11 条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、事業を休止しようとする月の前月 10 日までに区長に届け出ることにより、一定の期間、事業を休止することができる。
- 2 前項の休止期間は原則として最長 6 か月とし、引き続き休止が必要な場合は廃止の手続きによることとする。
  - 3 第 1 項の届出は、横浜市一時保育事業休止届（第 3 号様式）によることとする。
  - 4 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

#### （事業の廃止）

- 第 12 条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月 10 日までに横浜市一時保育事業廃止届（第 4 号様式）により、区長に届け出なければならない。
- 2 区長は、利用が一定期間なく今後も利用が見込まれない等、事業廃止による影響がないと判断した場合にのみ廃止を許可することができる。ただし、一時保育室の整備助成を受けた施設についての取扱いは、次の各号のとおりとする。
    - (1) 横浜市一時保育整備費補助金の交付を受けて整備した一時保育室

補助金を返還する場合を除き、財産処分の制限期間内は一時保育のために維持しなければならないこととし、通常保育室に認可変更するなどにより事業を廃止することはできない。

(2) 横浜市民間保育所建設費等補助金で一時保育室整備の加算を受けて整備した一時保育室

次の条件を全て満たす場合は、一時保育室の通常保育室への認可変更を認めることとする。

ア 一時保育事業を継続すること。

イ 認可変更の協議にあたり、区長と十分に協議を行うこと。

ウ 認可変更にあたり、認可定員の増員変更を行うこと。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(こども青少年局長への通知)

第13条 区長は、第9条から第12条までに規定する届出を受理したときは、当該届出の写しをこども青少年局長に提出することとする。

(児童家庭の状況等の把握)

第14条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 保護者は、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するよう努めるものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

(利用者の記録の整備)

第15条 事業実施者及び市長は、利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第16条 保護者は、その事由、利用日時等を、事業実施者の定める方法により、事前に事業実施者に申請するものとする。また、第4条ただし書きに該当する児童については、利用中の家庭的保育事業者から利用・休業証明書(第6号様式)により休業等の証明を受け、当該様式を実施事業者に提出するものとする。

2 事業の利用申請は、事業実施者の定めるところにより、当該年度の年度末まで利用申請(非定型保育のみ)をすることも差し支えないものとする。

ただし、年度末までの利用申請を受け付ける数は、一時保育の受入枠の一部とする。

(利用の辞退)

第17条 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした保護者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ保護者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等(給食・おやつ代、時間外

保育を設定している場合には時間外保育利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。)の額を上限として、保護者からキャンセル料を徴収することができる。

#### (利用の可否の決定)

第 18 条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、次の各号のとおり利用の可否を決定する。また、必要に応じて、利用要件に該当することを証する書面を保護者に求めることができる。

##### (1) 承認

本要綱に定める児童の要件に該当し、かつ利用希望日の受入れが可能な場合、利用を承認する。

##### (2) 保留

本要綱に定める児童の要件に該当する場合であっても、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができない場合は、利用を保留する。

##### (3) 不承認

本要綱に定める児童の要件に該当しないと認められるとき、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用ができないとき、利用限度を超えた利用をしているとき等は、利用を不承認とする。

#### (利用の可否の通知)

第 19 条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

2 保留の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

#### (費用負担)

第 20 条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に利用料等（給食・おやつ代、時間外保育を設定している場合には時間外保育利用料及び夜間一時保育時間を設定している場合には夜間一時保育料を含む。以下同じ）を求めることができる。なお、利用料を算定する際の利用時間は 30 分単位で算定する。また、利用時間で発生する 30 分未満の端数においては、切り上げて算定し、10 円未満の利用料については切り上げて算定する。

2 前項の利用料等のうち、時間外保育利用料以外は、別表 1 及び別表 2 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。時間外保育利用料については、事業実施者があらかじめ定め、保護者に明示しなければならない。

3 利用料等以外の実費負担は、事業実施者があらかじめ定め、必要に応じて保護者に負担を求めることができる。

4 利用料等及び利用料等以外の実費負担については、事業実施者があらかじめこれを定め、区長に届け出るとともに、保護者に明示しなければならない。

#### (費用負担の減免)

第 21 条 事業実施者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第 1 項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代・時間外保育料については第 6 号及び第 7 号の減免の場合を除いて除外）について、減免しなければならない。

(1) 保護者が横浜市民であって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する児童であること。

- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
  - (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、地方税法の規定による市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯に属する児童であること。
  - (4) 保護者が横浜市民であって、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による受給資格者認定を受けたものが監護する児童又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けた児童であること。
  - (5) 保護者が横浜市民であって、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうちの一入での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
  - (6) 家庭的保育事業を利用中の児童であって、かつ利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育であること。
  - (7) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育であること。
- 2 前項第1号、第2号及び第4号の利用料等は、実施時間の利用料、及び夜間一時保育時間を設定している場合に徴収できる夜間一時利用料については全額を減免とする。また、前項第3号においては実施時間の利用料総額の3分の2を減免とする。なお、減免額の10円未満の端数は切り捨てることとする。また、前項第1号から第5号において、給食・おやつ代については別表1に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。前項第6号及び第7号の利用料等は、利用料、時間外保育料、及び給食・おやつ代を全額減免とする。
- 3 第1項の減免を受けようとする保護者は、第1項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出しなければならない。対象であることを証明する書類の例は別表3のとおりとする。ただし、考慮すべき事情等で提出が利用日後になった場合については、市長が認めた場合のみ減免を適用する。この減免については、利用日もしくは利用した日の属する月内に対象であることを証明する書類を提出した場合対象となる。
- 4 第1項第1号に定める生活保護法による被保護世帯、及び第4号に定めるひとり親世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日から第1項に定める減免を適用する。なお、前項の規定に関わらず、既に支払った利用料については、過年度分も減免の対象とする。

(はじめてのおあずかり券)

第22条 事業実施者は、保護者が横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券の利用を希望する場合、第20条の規定にかかわらず無償で一時保育を体験する機会を提供する。

(保育室等)

第23条 保育室は、本要綱第5条第2号ただし書きの場合を除き、専用保育室をもって充

てることとする。また、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で使用して差し支えないものとする。

#### (従事職員等)

第24条 従事職員には、事業を専ら担当する保育士を1人以上配置する。なお、この当該保育士については、一時保育事業に従事している時間においては、他の補助金等の給付等を受けてはならない。

2 職員配置は、事業の児童、保育実施児童及びその他の保育所等利用児童の日々の総数から算定される、横浜市保育士配置基準を満たすこと。ただし小規模事業保育において小規模保育事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年条例第47号）に規定するとおりとする。

3 実施施設には、利用児童数にかかわらず、事業に従事する職員として常時少なくとも保育士資格を有する者を含む2人の職員を配置しなければならない。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。

4 事業実施者は、必要に応じて事業担当者以外の職員が事業に従事できるよう体制を整えるものとする。この場合において、保育実施児童を含め利用児童の処遇に支障がないよう留意すること。

5 第2項の規定にかかわらず、事業専用保育室の区画があり、当該保育室にて一時保育事業を行う場合は、専ら一時保育事業に従事する職員として、乳幼児の年齢及び人数に応じて配置する保育従事者のうち、保育士を2分の1以上とすること。また、保育士資格を有しない保育従事者は「子育て支援員研修」地域保育コース<地域型保育>または<一時預かり>研修を修了した者であること。

#### (健康診断)

第25条 継続的な利用が見込まれる児童の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成23年厚生省令第127号）第12条に基づいて実施すること。

2 前項以外の児童については、申請時に児童の健康状態等を十分に聴取する等、児童の保育に支障が出ないように十分留意すること。

#### (個人情報保護)

第26条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

#### (関係書類の保存)

第27条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

### 第三章 余裕活用型事業実施

#### (事業の種類及び内容)

第28条 保育所等としての利用児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員の範囲内で一時預かり事業を実施する場合の事業の種類は余裕活用型とし、事業内容は第3条

- 第1項各号に掲げるとおりとする。ただし、一般型と同時に実施することはできない。
- 2 事業実施者は原則として第3条第1項各号に掲げる事業内容を実施するものとする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、その事業内容を実施してもその効果が見込めないような場合には、一つを選択し、実施することができる。
  - 3 前項ただし書きの場合は、事業実施者は、本要綱第9条又は第10条に規定する届出により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(実施の要件)

第29条 余裕活用型事業を実施する施設（以下「余裕活用型実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 社会福祉法人等が設置する、横浜市に所在する保育所等であること。
- (2) 事業を利用する児童と保育所等を利用している児童の合計は、利用定員を超えないこと。
- (3) 事業実施者が社会福祉法人の場合は、当該事業を定款に明記していること。

(事業の実施時間及び時間外保育)

第30条 事業の実施時間は、保護者の利便性等を考慮したうえで、余裕活用型実施施設における開所時間のなかで、事業実施者が設定する。

- 2 前項の実施時間は、原則11時間以上とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合等には、8時間以上11時間未満の実施時間を設定することができる。
- 3 事業実施者は、実施届に記載した実施時間を超える時間帯については、時間外保育を設定することができる。

(事業の廃止)

第31条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに横浜市一時保育事業廃止届（第4号様式）により、区長に届け出なければならない。

- 2 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(保育室等)

第32条 保育室、遊戯室及び屋外遊技場等は、保育実施児童と共同で使用できるものとする。

(従事職員等)

第33条 職員配置は、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(準用)

第34条 第4条、第6条から第11条まで、第13条から第16条第1項まで、第17条から第22条まで及び第25条から第27条までの規定は、余裕活用型事業実施について準用する。この場合において、第6条及び第14条第2項中「実施施設」とあるのは「余裕



活用型実施施設」と読み替えることとする。

#### 第四章 雑則

(その他)

第35条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び関係法令、通知等に定めるところによるものとする。

附 則

(施行)

第1条 本要綱は平成20年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

(横浜市一時保育事業補助金交付要綱の廃止)

第2条 本要綱及び別に定める横浜市一時保育事業助成要綱の施行に伴い、横浜市一時保育事業補助金交付要綱は廃止する。

(経過措置)

第3条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市一時保育事業補助金交付要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

附 則

(施行)

この要綱は、平成20年9月12日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第24条については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。ただし、第1条及び第2条における小規模保育事業に関する規定、並びに第27条から第33条までについては、平成27年5月1日から適用する。
- 2 前項ただし書きに関わらず、平成27年4月1日をもって横浜保育室事業から小規模保育事業へと移行し実施する余裕活用型については、施行の日から適用する。

(経過措置)

- 3 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

- 4 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。  
(経過措置)
- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。  
(経過措置)
- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市一時保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。
- 3 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表1（第20条）

利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

日 額	3歳未満児	2,400円（1日・1人あたり）
	3歳以上児	1,300円（1日・1人あたり）
時 間 単 位	3歳未満児	300円（1時間・1人あたり）
	3歳以上児	160円（1時間・1人あたり）
給食・おやつ代	全 児 童	合計 500円（1日・1人あたり）

※日額料金は、8時間を超えた利用について適用するものとする。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※給食・おやつ代には、18時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表2（第20条）

夜間一時保育利用料のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

時 間 単 位	3歳未満児	380円（1時間・1人あたり）
	3歳以上児	200円（1時間・1人あたり）

別表3（第21条(3)）

対象であることを証明する書類の例

被保護世帯	保護証明書、保護（開始）決定通知書、生活保護費支給証
市民税非課税世帯 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯	世帯全員分の市民税・県民税（非）課税証明書
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療証
多胎児（緊急・リフレッシュ利用のみ）	母子手帳、住民票
利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育	利用児童の保護者から提出を受けた利用・休業証明書（実施要綱第5号様式）
保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を利用している児童並びに横浜保育室を利用中の児童であって、利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育	休園施設が保護者に発行する書類により、「自園で保育できないこと」を確認